

＜募集要領＞

第28回ため池フォーラムinぎふサテライト会場の ブース出展

岐阜県農政部農地整備課農地防災対策室

ため池防災係

1 概要

(1) 目的

第28回ため池フォーラムinぎふのサテライト会場では「①ため池を知り守る」「②ため池の恵みを楽しむ」「③農業を守り楽しむ」の3つのテーマに分けてブースを設置し、全国各地から集まる参加者をもてなすとともに、県民がため池の未来を考える契機とします。

ついては、「①ため池を知り守る」をテーマとしたブースの出展者を以下のとおり募集します。

(2) 開催日時

令和8年11月5日（木）11時～14時

※準備や片付けの時間は除く

(3) 開催場所

J R岐阜駅北口 信長ゆめ広場（中央広場）

(4) 募集企業数

8社程度

2 出展要領

(1) 出展内容

「①ため池を知り守る」をテーマとした展示品の設置やパンフレット等の配布

(2) 出展できない内容

- ・火気を使用する展示品
- ・物品等の販売
- ・飲食物の配布
- ・その他

主催者が好ましくないとは判断した場合に展示等をお断りすることがあります。

(3) 出展面積

小間サイズ：幅3.0m×奥行3.0m程度

(4) 小間位置

他の出展者の出展内容等を踏まえて主催者にて決定します。

(5) 出展料

無料

(6) 経費の負担

出展に係る経費は全て出展者の負担とします。

<例>

- ・展示品やテント等の設置撤去、搬入搬出、演出等に係る費用
- ・出展者の交通費、飲食費、通信費、保険等に係る費用

(7) 開催の中止

天災、荒天、感染症拡大防止等の理由により開催を中止する場合がありますが、開催中止によって発生する出展者の損害、費用の増加、不利益な事態については、主催者はその責任を負わないものとします。

(8) 出展に係る留意事項

①出展に係る打合せ

出展者の決定後に、主催者と出展者にて出展内容等に係る打合せを行います。その際に、主催者が運営上の観点から出展内容等の変更が必要と判断した場合は、出展者は出展内容等を変更するものとし、変更に必要な経費は出展者の負担とします。

②造作の制限

サテライト会場（信長ゆめ広場）内において、隣接するブース及び通行の妨害となるような造作は禁止します。

なお、主催者が運営上の観点から造作の変更が必要と判断した場合は、出展者は造作を変更するものとし、変更に必要な経費は出展者の負担とします。

③出展の中止

出展要領に定めるもののほか、主催者の指示に違反し、出展内容等が改善されない場合は、主催者の判断で出展を即時中止させることができるものとします。

④出展に伴う損害保険等

出展に伴う損害保険等は、必要に応じて出展者にて加入してください。

なお、展示品等の盗難や損傷等による損害、出展に伴う第三者から受けた被害や第三者に与えた被害について、主催者は責任を負わないものとします。

⑤出展に関わる所要手続き

岐阜市に対する駅前広場使用許可申請は主催者から行います。その他に出展に伴い必要となる各種手続きは出展者が行うものとします。

⑥地面の養生

出展に伴い地面を汚す可能性がある場合はシート等で必ず養生してください。
なお、粘着性の強いテープは使用しないでください。

⑦原状回復

出展終了時は、出展者の責任において原状回復してください。
なお、出展者に起因する会場内の損傷や破損等で原状回復に費用が生じた場合は、出展者の負担とします。

⑧ゴミ処理

出展に伴い発生したゴミは、出展者が全て持ち帰るものとします。

⑨責任者の配置

出展者は責任者を配置し、責任者はブースに必ず常駐するとともに、出展に伴う安全対策に万全の措置を講じてください。

3 タイムテーブル(案)

時刻	出展者	備考
9:00	展示物等の搬入・設営 9:00～11:00	
10:00		
11:00	●展示開始 11:00 ●展示終了 14:00	
12:00		
13:00		
14:00	展示物等の撤去・搬出 14:00～16:00	
15:00		

4 申込方法

(1) 申込期日

令和8年9月7日（月）17時15分まで

※申込者数が募集企業数に到達した場合、申込期日前に募集を締め切る場合があります。

(2) 申込様式

出展申込書に必要事項を記入のうえ、申込先へメールにて提出してください。

(3) 申込先

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1

岐阜県農政部農地整備課農地防災対策室ため池防災係

電話：058-272-1111（内線4243）

電子メール：c11431@pref.gifu.lg.jp

5 出展者の選定

出展者が出展申込書を提出し、主催者が確認後、9月中旬を目途に出展の可否を連絡します。